



社会福祉法人 白川学園

児童発達支援センター ひなどり学園 支援プログラム

SHIRAKAWA GAKUEN since 1909

社会福祉法人白川学園が運営する、児童発達支援センターひなどり学園(以下、当センターと言う)が児童福祉法の規定する「発達保障」の理念に基づき、また児童発達支援ガイドラインが示す主旨に沿い、児童に対して直接的・間接的に提供する、支援は主に「**本人支援**」「**移行支援**」「**家族支援**」「**地域支援**」の4つに分類される。各支援プログラムの内容は以下の通りである。

[1] 本人支援

本人支援とは、集団生活を基盤とした保育活動や遊び場面において、児童が保育者や仲間との相互性を通じ、全人格的な成長に繋がる学びをしていくため必要となる一人ひとりに応じた専門的関わりや教育的配慮のことである。尚、本人支援の基幹は集団力学の活用だが、児童の心身の状態や保育上の設定課題等に即し、個別動線での支援を適宜行う。

《 保育活動の編成 》

「全体活動」「生活グループ活動」「日課クラス活動」の3形態からなり、それぞれの集団活動の主旨を以下に挙げる。

1. 全体活動

統一した生活動線等に基づく、日常の大枠となる活動場面で、集団全体の動きが自ずと整理されることによる構造化の効果を意図し、児童個々の主体性や自発性を促す。

2. 生活グループ活動

さまざまな年齢、発達段階、障害特性等の児童らによる縦割り編成による活動で、新入園や年少の児童は年長・年中の児童を手本に学び、手本となることで年長・年中の児童も学び育つ。

3. 日課クラス活動

学年別で構成する小集団での活動で、児童同士の横の繋がりが年次強まることで連帯感、協調性等を養い、相互に支え合い、助け合うことの大切さを学んでいく。

《 大きな目標 》

本人支援が児童に与える教育効果に期待したい、大きな目標は以下の3つである。

1. 豊かな人間性の醸成

児童が周囲から大切にされることで安心や喜びを実感し、人への愛着や信頼が深まり、また、自尊心や自信を高めることで、人を思いやったり、助け合えたり等、豊かな人間性を培う。

2. 『自分らしさ』の探求

保育活動を通して、さまざまな体験や経験によって自己理解を深め、自分らしく育つために大切な事柄を自己選択や決定できる力を養っていく。

3. 『生きる力』の涵養

将来、社会の中で社会の一員として、周囲の人と理解し合い、折り合いながら自分の生活や人生の質を向上させていくために必要となる人間的な柔軟さや順応性を備える。

《 5つの発達領域へのアプローチ 》

本人支援の実践プロセスにおいては児童の発達を総合的に捉えつつ、5つの発達領域に着目し、それらを相互関連づけたプログラムに基づく支援を提供することにより、児童の発達促進を目指すものである。尚、5つの発達領域は以下となる。

1. 心身の健康や生活に関する領域・・・・・・・・・・・・・「健康・生活」
 2. 運動や感覚に関する領域・・・・・・・・・・・・・「運動・感覚」
 3. 認知と行動に関する領域・・・・・・・・・・・・・「認知・行動」
 4. 言語コミュニケーションの獲得に関する領域・・・・・「言葉・コミュニケーション」
 5. 人の関わりに関する領域・・・・・・・・・・・・・「人間関係・社会性」

1. 心身の健康や生活に関する領域（「健康・生活」）

1) 目的

- ① 健康状態の維持・改善
 - ② 生活リズムや生活習慣の形成
 - ③ 基本的な生活技能の習得

2) 支援内容

① 健康状態の把握

i) 健康チェック

児童の登園時に身体や健康状態をチェックするのと合わせて、家庭と毎日やりとりする連絡帳を確認し、怪我や体調の変化等の有無を把握する。また、保育中に体調不良や怪我等が生じた場合は、適切な対処として医療機関で受診し、保護者へ状況報告等を行う。

ii) 身体測定

月に一度、身体測定を行い、児童の「身長」「体重」を記録し、保護者に報告する。尚、体重の急な増減等の発育上、気になる事項が確認される場合は、嘱託医に疾病等が疑われないか相談し、家庭と連携のもと適切に対処する。

iii) 定期検診

嘱託医による内科検診が年2回、協力医療機関による歯科検診を年1回実施し、検診の結果は家庭と共有する。

② 感染症等の予防

法人全体の感染対策委員会を設置し、感染症等の発生や拡大の防止を推進する。尚、園内で感染症等の発生を確認し、拡大の恐れが予見される場合、嘱託医へ速やかに報告の上、必要な処置等について相談し、各家庭に通知する。

③ 健康の増進

栄養士と連携し、栄養バランスの取れた給食の提供を通して、食育を実践する。尚、極端な偏食への対応、摂食時の姿勢保持や自助具等の使用を要する児童へは、個々に応じた支援を行う。同時に、給食は児童にとって保育者とのコミュニケーションや子ども同士のやりとりを楽しむ時間であり、食育が心地よく、楽しい体験・経験として積み上がるよう、保育者は雰囲気づくりや食を楽しめる会話等に努める。

④ 基本的な生活技能の習得

児童の発達段階や障害特性、身体状況等に応じ、基本的な生活技能の習得についての目標を設定し、各々の生活場面に即し、適切な指導及び支援を行う。但し、本人支援の最大の目的は全人格な育ちである点に留意し、自由な遊びや他児との保育活動の時間を十分確保した上で、児童の心理的負荷とならない指導や支援に心掛ける。

⑤ 児童が主体的かつ自発的に行動できる生活環境づくり

児童にとって了解しやすい生活動線や活動内容の確立が、児童個々に行動の目安を与えることになり、集団の動きは自ずと整理される。つまり、集団自体に構造化の機能が働き、集団動線に慣れない新入園の児童に対しても視覚的支援の効果を生む。こうした環境的配慮等により、児童が主体的かつ自発的に行動できたり、活動に参加できたりすれば、大人から褒められる機会は必然的に増え、児童の意欲や積極性を一層引き出す。

2. 運動や感覚に関する領域（「運動・感覚」）

1) 目的

- ① 姿勢と運動・動作の向上
- ② 姿勢と運動・動作の補助的手段の使用
- ③ 自発的な運動の向上
- ④ 保有する感覚の総合的な活用

2) 支援内容

① 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上

児童の身体的特性、姿勢や運動面の発達状態を適切に把握し、日常生活動作に必要となる姿勢保持や四肢の運動・動作の促進や獲得、筋力の維持や体力の強化等を意図した日常の関わりや遊び、集団活動を提供する。

② 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の使用

児童の身体的特性、姿勢や運動面の発達状態を把握し、日常生活上、姿勢の保持や運動・動作に困難が確認されれば、医療機関等の専門職と連携し、必要な補助用具等を使用する。また、保護者から補助用具の申請手続き等に係る依頼があれば、協力する。

③ 自発的な移動能力の促進

児童の身体的特性、姿勢や運動面の発達状態に応じ、自発的な身体移動、歩行の機能を促すような運動プログラム（散歩、サーキット遊び、器械体操遊具、鬼ごっこ、三輪車、スケーター等）を提供する。また、移動能力の向上のため歩行器や車椅子等が必要な児童に対しては、これら自分で使えるようになると便利で、保育活動がより楽しくなると実感できる遊び場面を用意し、児童が能動的に使用法を体得できるよう支援する。

④ 保有する感覚の活用

児童の五感（聴覚、触覚、視覚、味覚、嗅覚）を十分に活用できる遊びや保育活動（リトミック、新聞紙遊び、プール、エアートランポリン、パラバルーン、調理実習等）を提供する。また、児童の五感へ働きかける刺激が単調とならないよう、園外保育、遠足等の機会を作る。

⑤ 感覚機能の補完的配慮

児童の感覚器官の状況に応じ、眼鏡や補聴器等の補助器具や矯正器具等を必要とする場合、

紛失や破損等が起こらないよう、本人に代わってそれらを管理し、保育活動中は本人が使用しやすいよう配慮する。本人がどうしても嫌がって長時間の使用が困難な場合は、保護者と園内での使用の仕方について協議する。

⑥ 感覚の特異性への配慮

幼児は総体的な経験値の低さから、不慣れな刺激に対する過敏や鈍麻等を示しやすいが、心身の成長の過程で多くは解消や緩和される。しかし、一定年齢を過ぎて、症状や反応が顕著なら、本人の内的発達だけで解決しない固有の障害特性と理解すべきである。よって、当該児童に安全かつ快適な保育環境を保障するため、他に選択肢がないと判断されれば、個別動線による対応等の環境調整、衝立やイヤーマフラー、耳栓等の物理的配慮の必要性を検討する。但し、特例的な個別保育、身体への物理的処置等を行う場合は、保護者と予め綿密に協議し、開始後も児童の総合的な発達や心理面にマイナスな影響がないか検証を怠らない。

3. 認知行動に関する領域（「認知・行動」）

1) 目的

- ① 認知の発達と行動の獲得
- ② 空間、時間、数等の概念形成
- ③ 対象や周囲への適切な認知と行動の習得

2) 支援内容

① 感覚や認知の活用

五感（聴覚、触覚、視覚、味覚、嗅覚）を活用させ、児童が必要な情報を収集・整理し、認知機能を発達させていくよう造形活動（お絵描き、小麦粉粘土、色紙遊び等）や運動遊び（トンネル潜り、体操遊具等）、園外活動（公共施設の利用、社会見学、遠足等）の機会を提供する。

② 認知過程の理解

児童が周囲からどのように情報を収集し、整理し、自らの意思に基づく行動に結び付いているかの認知過程や、認知しやすい或いは困難な対象や概念等を把握・理解し、児童の認知特性に応じた環境調整や関わりの工夫を行う。

③ 認知や行動を促す概念形成

玩具や生活用具の機能や使い方、物体の形や色、音の変化等の具体的概念、さらには空間や時間等の抽象的概念の形成を図り、それらを正しく認識し、行動を促す動機付けとなるような認知教材・知育玩具等（絵本、紙芝居、型嵌め、パズル、色積み木、おもちゃ時計等）を遊びや保育活動等で導入する。

④ 数、大小、色等の理解の促進

児童の認知面の発達に応じ、給食やおやつ、着脱等の生活場面で「お菓子のおかわりは何個欲しいですか？」「靴下は右と左で2つだよ」等、園外活動場面では「赤信号は止まれ、青に変われば渡って良いですよ」等、具体的な体験を重ねることで、物の数量や大小、軽重、色の違い等の理解を図り、将来の日常生活や社会生活に活ける力を養う。

⑤ 場所や状況にあった行動の習得

児童の認知面の発達に応じ、保育活動の範囲を拡大していく。娯楽施設や公共交通機関の利用、社会見学、買物や外食等、児童が楽しめる社会体験を通じ、公共マナーや社会規範等を学べ

るよう支援する。但し、園外保育においては、安全管理を最優先するものであり、現地下見や当日の保育者の動き、役割の確認等を事前に行った上で実施する。

⑥ 固執や同一性保持的行動への対応

児童の認知面の発達状態や障害特性等を把握し、認知的制約、対人的コミュニケーション障害に起因し副次的に出現する、固執や同一性保持的行動に配慮する。そして、これら行動特性を周囲が理解し、相互に折り合っていくための本人への接し方、支援の在り方等を確立する。固執や同一性保持的行動は不安な状況を回避しようとする防衛的行動で、児童なりの工夫や努力と評価し、そもそもの不安要因を取り除き、保育活動に安心して参加できるよう支援する。

4. 言語・コミュニケーションの獲得に関する領域（「言語・コミュニケーション」）

1) 目的

- ① 言語の形成と活用
- ② 言語の受容と表出
- ③ コミュニケーションの基礎的能力の向上
- ④ コミュニケーション手段の体得と活用
- ⑤ コミュニケーションの補助的手段の使用

2) 支援内容

① 言語の形成と活用

児童の言語理解の程度や段階を把握し、保育活動を介した具体的な体験から事物の名称や言葉の意味等が結び付くよう支援する。さまざまな概念が本人の中で言語化され、内的言語が増えれば、自分の意思を持ち、人へ伝えようとする働き掛けの表出を期待できる。発語や有意語の有無にかかわらず、対人的コミュニケーションの媒体となる言語が育つ機会を保障する。

② 言語の受容と表出への支援

児童の言語面の発達状態に応じ、単語や一語文等の簡潔な言葉掛け、場面に合った挨拶の習慣化、視覚的理が優先する児童には文字や絵、写真の提示をする等、児童が相手の意図を汲み取ったり、自分の思いや気持ちを伝えたり等の力を獲得していくよう支援する。

③ 対人的コミュニケーション技能の涵養

集団活動や遊び場面における、保育者や他児との相互的なやりとりを通して、対人的コミュニケーション技能を涵養していく。保育者は児童同士のコミュニケーションが成立するよう橋渡し役となり、友人関係を築いていくよう支援する。

④ 発達段階や障害特性に応じたコミュニケーション手段の体得

発語や有意語が未獲得の児童に対しては、表情の変化、声の抑揚や大小、指差し、動作、サイン等の非言語的コミュニケーション手段を用いて、意思疎通を図る。また、絵カードや写真、文字等による視覚的支援が有効な児童へは、言語的或いは非言語的コミュニケーションを補う手段として必要に応じて適宜活用する。これら働き掛けを日々継続することで、児童が自分の発達段階や障害特性に応じたコミュニケーション手段を体得できるよう支援する。

⑤ 障害種別ごとに特化したコミュニケーション支援

当センターが主たる支援対象とする発達上の課題（発達の遅れや偏り等）の他、視覚障害や聴覚障害等を重複し、その障害種別に特化した専門的知識や技能に基づくコミュニケーション支援

を要する児童については、保護者と相談し、専門医療機関とも連携を図り、家族の協力を得ながら、当センターの人的・物的な制約の範囲内で、可能な支援を提供できるよう努める。

5. 人との関わりに関する領域(「人間関係・社会性」)

1) 目的

- ① 人間関係の形成
- ② 集団生活への適応
- ③ 遊びの発達促進
- ④ 自己理解と行動の調整
- ⑤ 社会性の育成とお友だちづくり

2) 支援内容

① 導入期における個別的愛着関係の形成

入園当初、児童が子ども集団に不安なく参加できるよう、まずは担当保育者との愛着形成を重視する。保育者は担当児童にとって、行動の動機付けとなるキーパーソンと自覚し、児童が信頼関係を基盤に、周囲とも安定した関係を形成し、やがて集団全体への安心と愛着が育つよう支援に努める。

② 集団への意識や関心の育成

乳児期は、大人と個々に愛着関係を形成する経験が重要だが、幼児期においては同じような発達段階の子ども集団での体験や経験が必要となる。そして、子ども同士の競争心や遊び心が意欲や積極性を導き出す。こうした相乗効果を創出するには、児童一人ひとりに集団を意識して行動する習慣が付いていることを前提とする。全体の生活活動線を統一する等、集団が個人の行動の目安となるよう保育環境を整備し、集団への帰属感や愛着、仲間意識の萌芽を促す。

③ 遊びの発達段階に応じた活動への参加

児童は遊びによって創造性や柔軟性を養うのであり、遊びは重要な教育場面の1つと位置付ける。児童個々の遊びの形態や段階(「ひとり遊び」「傍観者遊び」「平行遊び」「連合遊び」)を把握し、発達に応じた本人なりの遊び方で保育へ参加ができるよう、活動内容ごと保育者の動きや役割を整理し、児童が安心かつ充実した集団活動や遊びの体験や経験を得られるよう留意する。

④ 自己理解と行動の調整

児童一人ひとりの発達段階や障害特性等に基づき、現時点で本人ができること、興味や関心の持てること、頑張れること等を保育者は把握した上で、児童が自分の得意なことや苦手なことを認識し、新しい課題や活動に際しても行動の目安や自分に合った参加の仕方を覚えていくよう支援する。また、児童の自己理解が深まり、周囲との調和を意識して行動することで、人間関係の構築が進むよう支援する。

⑤ 社会性の育成とお友だちづくり

児童が集団活動や遊びを通して、他児と関わりながら、順番を待つこと、譲り合うこと、思いやりや寛容さ等、遊びのルールや人間関係のマナー等を学び、身に付けられるよう支援する。保育者は児童同士が良好な相互性を維持できるよう遊び等に適宜介入し、各々の発達段階、障害特性、性格等に応じた指導や支援を行う。児童が他児との直接的・間接的コミュニケーションを「楽しい」「嬉しい」と感じられた経験が社会性の育成や、お友だちづくりの端緒となる。

[2] 移行支援

インクルージョン推進の観点から、すべての児童が誰一人として排除されることなく、尊重され大切にされる社会の実現に向けて、当センターも社会的役割を果したい。移行支援は主に、「就学に向けた支援」と「保育所等への就園・復園に向けた支援」の2つからなる。但し、インクルージョンの本質は、児童本人が持つ個性や特性が守られることにあり、当センターにおいては普通学級や保育所や幼稚園等に進むと言う結果を目標や目的に定めるものではない。多様な選択肢が用意され、児童一人ひとりに合った進路を保障することを第一と考える。

I. 就学に向けた支援

就学を迎える時点の児童の発達段階や障害特性、身体状況等を踏まえ、普通学級、通級指導、特別支援学級(育成学級)、特別支援学校(総合支援学校)、盲学校、聾学校等、本人に合った就学先の決定に向けた支援をする。

2. 保育所等への就園・復園に向けた支援

児童が地域の障害のない児童らと日常的に同じ場所で一緒に学ぶことが、総合的な発達の観点から本人にとって望ましい進路選択と評価できれば、家庭と連携・協調し、保育所等への就園に向けた支援を行う。また現在、保育所等に通っているものの、不登園や登園渋り等、適応障害を疑える児童の家族等から相談があった場合、当センターへの転園が適当と判断されれば積極的に受け入れる。また、専門的支援により児童の問題が軽減・解消された後は、児童本人の意思や家族の希望に沿って、復園へ向けた支援等を行う。

1. 就学に向けた支援

1) 目的

- ① 児童に応じた就学先の選定と円滑な移行
- ② 就学後の日常生活の安定
- ③ 保護者のネットワークづくり
- ④ 放課後等の過ごしの充実

2) 支援内容

① 進路相談

家族に対して、京都市の教育行政や国の制度動向等について情報提供し、また保護者が児童の発達段階や障害特性、身体状況等に応じた適切な就学先を選定できるよう相談支援を行う。尚、全家庭が対象の進路相談は年1回だが、保護者等から要望があれば、適宜実施し、内容によっても回数や頻度を制限するものではない。

② 就学先との連携

児童の就学に際し、学校側の参考となるよう保護者の同意に基づき、本来校の校長、教員等の保育見学の場を設け、集団場面の様子から本人像を把握や理解して貰う。また、就学先の決定後、児童の発達段階、障害特性、身体状況等に応じた教育や指導が保障されるよう、支援内容の共有や支援方法の伝達を行う。また、家庭や保護者等の特別な事情により、学校と保護者の事前面談や就学時健康診査等に付添い等が必要な場合は、学校側の了解を得て、可能な支援を行う。尚、児童が当センター卒園後も、保護者や学校から要請があれば、学校等へ訪問支援を行う。

③ 保護者のネットワークづくり

保護者同士の縦横のネットワーク構築を意図する行事の一環で、卒園生保護者を招き、就学懇談会を年1回実施している。卒園生保護者には在園児保護者へ向けて、児童の学校での様子、就学に向けた準備の手順、放課後の過ごし等について報告して貰い、質疑応答等も行う。また、卒園生（小学6年まで）とその家族等を招待し、在園児童及びその家族が交流できる同窓会行事等も年1回開催している。

④ 放課後等デイサービス事業所との連携

児童の大半が就学後、放課後等デイサービス事業所の利用を開始する。児童の利用に際し、事業所側の参考となるよう保護者の同意に基づき、事業所の管理者、職員等の保育見学の場を設け、集団場面の様子から本人像を把握や理解して貰う。また、学校と同様に日々の活動の場となる放課後等デイサービス事業所において、児童の発達段階、障害特性、身体状況等に応じた支援や指導が保障されるよう、支援内容の共有や支援方法の伝達を行う。保護者や事業所から要請があれば、当センターを卒園後も事業所等へ訪問支援を行う。

2. 保育所等への就園・復園に向けた支援

1) 目的

- ① 児童に応じた就園・復園先の選定と円滑な移行
- ② 就園・復園後の日常生活の安定
- ③ 保護者ネットワークの確保
- ④ 他の専門機関との連携

2) 支援内容

① 進路相談

保護者から保育所等へ移行を希望する申し出があった場合、児童の発達段階や障害特性等を踏まえ、保護者が適切な進路を選定できるよう相談支援を行う。尚、保育所等で通園に困難を來した児童を受け入れ、専門的支援により問題が軽減・解消された後に復園を模索する場合も同様に相談支援を行う。いずれにしても、移行に伴う児童の心理面への影響等を十分に考慮し、慎重かつ丁寧に進めていく。

② 就園・復園先との連携

児童の就園・復園に際し、受け入れ側の参考となるよう保護者の同意に基づき、保育所等からの見学の場を設け、集団場面の様子から本人像を把握や理解して貰う。また、就園・復園の決定後、児童の発達段階、障害特性、身体状況等に応じた配慮が継続されるよう、支援内容の共有や支援方法の伝達を行う。保護者や保育所等から要請があれば、移行後も保育所等へ訪問支援を行う。尚、当センターは保育所等との併行通園による支援を想定しない。しかし、児童の障害特性等により段階的な移行の必要性を強く認める場合のみ、期限を設けた上の特例措置を取る。

③ 保護者ネットワークの確保

保育所等へ移行後は、保護者が子育てや児童の発達についての共通の悩みや将来への不安等を理解し合える保護者仲間との日常的な接点が減少するのを否めない。従来の保護者ネットワークが損なわれないよう、また新たな保護者同士の出会いがもたらされるよう、行事等への招待や在園児保護者との懇談会等を適宜企画し、開催する。

④ 児童発達支援事業所との連携

保育所等へ移行完了後、児童が他の児童発達支援事業所の利用を開始した場合、児童が発達段階、障害特性、身体状況等に応じた支援や指導が切れ目なく保障されるよう、支援内容の共有や支援方法の伝達を行う。また、保護者や事業所から要請があれば、事業所等へ訪問支援を行う。

[3] 家族支援

家族が安心して子育てを続けられるよう、子育てに伴う負担を軽減していくための心理的・物理的な支援である。家族支援に際しては、支援者側の考え方や理屈を押し付けるのではなく、各家庭の教育方針や子育てにおける価値観を尊重し、保護者の意向に沿いながら進める。同時に、家族や保護者と支援者は児童の発達や育ちと一緒に考え、困難や問題の解決に向けて、理解や協力し合うパートナーとの認識を持つことが肝要となる。また、家族構成、家庭事情、発達の課題や障害に対する家族の受け止めや理解はさまざまである。各家庭や保護者に応じた個別的な支援を重視する点は本人支援と同じである。

1. 心理的支援

生活全般を通じ、児童が発達段階や障害特性等に応じた関わりや生活体験が保障され、本人の育ちが安定するよう、家族に対して助言や相談の支援を行う等である。

2. 物理的支援

親の就労保障やレスパイト等を目的とする、預かり保育(延長支援)のように児童への保育実践によって家族の生活や子育てを間接的に支援するものである。

1. 心理的支援

1) 目的

- ① 発達や発達支援についての共通理解
- ② 子育てや発達に関する悩みや困り事への対応
- ③ 家庭生活での安定した育ち
- ④ 家庭との連携による家庭養育の安定
- ⑤ 保護者のネットワークづくり

2) 支援内容

① 信頼関係の構築

発達は各領域が独立してではなく、相互に関連し合いながら促進すること、また、発達支援は児童を主体とする「発達保障」の実践的プロセスで、本人に備わる発達の完成形に向うためのバックアップ支援であること、そして児童の「ニーズ」を理解し、本人が育つために必要とする事柄の具体化が重要である等、発達や発達支援について、家庭との共通理解が図れるよう、保護者との日常的なコミュニケーションを重視し、信頼関係の構築に努める。

② 相談支援

家族から子育てや児童の発達や障害特性に関する悩みや困り事等の相談があった場合、個別懇談を実施し、悩みや困り事等の軽減や解決に向け、適切な助言等を行う。助言等に当たっては、家族の主訴を正しく把握し、内容に即したエピソード、困り事に応じた対処法、関わりや言葉掛け

の工夫、支援上の配慮について具体的に説明する等、家族が実りある「気づき」や「学び」を得られるよう努める。

③ 保育参観・体験

家族に児童の保育活動での様子を知って貰うため、定例の「保育参観」は年2回実施するが、家庭ごと個別の希望にも随時応じる。また、保護者等から児童と一緒に保育に参加し、保育体験を通じ、関わりのコツや遊びの工夫等について知りたい、学びたい等の要望があった場合、体験後の振り返り面談と合わせて随時実施する。

④ 家庭訪問支援

家庭での療養や静養をする等、児童が長期に亘り、当センターに通園できない状態が続く場合、電話等による状況確認や家庭訪問を適宜行い、児童の通園再開に際して、児童に心身の負担なく円滑に進められるよう保護者と相談を行う。同時に、家庭内保育が長期化することに伴う家族の負担が少しでも軽減や解消できるよう、保護者等の困り事等に対し、適切な助言を行う。

⑤ 保護者のネットワークづくり

行事に際して、保護者が参加できるようなコーナーや役割を用意したり、事前準備への参加を募ったり、また、当センターの主導で交流食会や、テーマを決めた座談会・勉強会等を企画・開催するなど、保護者同士の絆が深まるよう取組む。また、保護者から催し等の開催について申し出や相談があった場合、可能な限りの協力をする。

2. 物理的支援

1) 目的

- ① 親等の就労保障やレスパイト
- ② 関係機関との連携

2) 支援内容

① 通園バスによる送迎

児童の居住地域は京都市の広範囲に亘っている。遠方からの送迎に掛かる保護者の負担軽減を図るべく、また、居住地域の遠近を問わず、当センターの支援を希望する児童及び家族が等しく支援を受けられるよう通常保育利用(平日10:00～15:00／半日土曜10:00～11:00)の児童に対しては、最寄りのバス停まで行き帰りの送迎を行う。通園バスの運行ルート及び各バス停は新年度開始時に決定する。

② 預かり保育（延長支援）

働く親等の就労保障のため「預かり保育（延長支援）」を実施する。平日(月～金)を原則とし、時間帯は児童発達支援の提供時間(10:00～15:00)の前後、朝8時から、夕は最大18時までとし、児童の送迎は各家庭が行う。尚、預かり保育（延長支援）の利用は、親等の就労を条件とするものではなく、家庭の緊急事情への配慮、家族のレスパイト等、利用の定期・不定期を問わず、柔軟に運用する。

③ 関係機関との連携

家族からの相談内容が、当センターの機能や能力の範囲を超え、他機関の関与が不可欠と判断される場合は、児童及び家族への支援が滞らないよう、関係行政や専門機関へ連絡・相談し、連携・協力体制の整備に努める。

[4] 地域支援

障害のある児童の地域社会への参加を推進するため、保育所等の子育て支援機関、学校、各行政機関、地域の支援者等と連携し、地域におけるより良い子育て環境づくりや支援体制の構築を目指す活動や試みである。当センターが持つ中核的機能を地域の子育て支援に反映させた。

1. 中核的機能の充実

児童発達支援センターは国の方針で、障害のある児童の地域支援における中核的機能を担うことを求められている。自施設での支援提供に留まらない、訪問支援や地域における調整機能の充実を目指す。

2. 地域の子育て支援の強化

各種協議会や連絡会等に参画し、行政機関や子育て支援施設、学校等、また、必要に応じては民生児童委員等の地域の支援者とも連携を図り、地域における子育て支援活動の強化に向けた取組みに協力する。

1. 中核的機能の充実

1) 目的

- ① インクルージョンの推進
- ② 地域社会との連携・協同

2) 支援内容

① 京都市地域障害児支援体制強化事業

同事業は地域における中核的機能の範疇で、放課後等デイサービスや児童発達支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション、保育所や放課後児童クラブ等の子育て支援施設への協力、障害のある児童の支援に関する相談窓口等が挙げられる。当センターは京都市の委託を受け、市内8センターと連携・協力し、地域の障害のある児童の支援体制強化に努める。

② 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園、小学校等に在籍する児童に対し、保護者や園、学校から要請があり、訪問支援を行った結果、継続的な支援を要すると判断され、保護者が希望し、訪問先も了承した場合、児童が集団生活に適応できるよう児童本人へ訪問支援を提供する。実際の支援開始に当たり、保護者は事前に申請手続きを行い、行政からサービス支給決定を受ける必要がある。

2. 地域の子育て支援の強化

1) 目的

- ① 地域の子育て環境の整備
- ② 地域の子育て支援体制の構築

2) 支援内容

① 地域の子育て支援

京都市障害者地域自立支援協議会児童専門部会、北区障害者地域自立支援協議会児童部会、北区要保護児童対策地域協議会等に参画し、地域におけるより良い子育て環境づくりや子育て

支援体制の構築を図る。

② 地域への広報活動

児童発達支援センターが地域の子育て支援を担う社会資源の1つであることを地域に広く認知され、また、その役割や機能についての理解を促すため広報紙の発行、地域の子育て活動での啓蒙等を積極的に行う。

[5] 施設情報

1. 経営主体	
法人名	社会福祉法人 白川学園
代表者	理事長 脇田 宣
創立年月日	1909(明治 42)年 7 月 3 日
2. 基本事項	
名称	児童発達支援センター ひなどり学園
園長	脇田 宣
所在地	京都市北区鷹峯北鷹峯町 1 番地
電話番号	075-492-8222
創立年月日	1945(昭和 20)年 10 月 7 日(前身の鷹ヶ峰保育園の創設)
開設年月日	1955(昭和 30)年 2 月 22 日(鷹ヶ峰保育園特別保育級「ひなどり」開所)
認可年月日	1960(昭和 35)年 4 月 1 日(ひなどり学園開所)
定員	40 名
営業日・提供日	月曜日から土曜日(奇数週)とする。但し、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。また、この他、夏・冬・春の各季節休暇を設ける。
提供時間	午前 10 時から午後 3 時まで、土曜日は午前 10 時から午前 11 時までを原則とする。但し、バス送迎時間はこれに含まない。また、行事その他によって時間帯が変動する。
営業時間	平日は午前 9 時から午後 5 時まで、土曜日を午前 9 時から午後 1 時まで。
延長支援時間	通常保育の提供開始前は午前 8 時から、終了後は午後 6 時までを最大とする。

[6] 保育理念

1. 児童福祉の基本理念となる子どもの発達保障

すべての児童が幼児期の発達途上にあることを一義として保育を行う。発達の方向や道筋は誰も同じで、幼児期の発達保障の根幹は発達の課題や障害の有無によって変わるものではない。乳児期は特定の大人と密接な愛着関係を構築する体験が重視されるのに対し、次のステップに移る幼児期においては同じような発達段階の子ども集団での活動や学びが重要となる。

2. 子ども同士が作る相乗効果による『生きる力』の育成

子ども本人の生活や人生の質を高めることに直結する真の力は子ども自身の主体性と積極性を根柢とする。そして、これらを誘引するには子ども同士に遊び心や競争心が程良く作用し、相乗効果を生み出す環境が不可欠である。集団の相乗効果に導かれると同時に、自身も効力を発揮する一員で居られること。つまり、集団の当事者であってこそ集団の恩恵を最大限に享受できる。

3. 社会で支え合う『個性』となるための支援の提供

発達の課題や障害は単なる『個性』とする理解は不十分である。個性は本来、他と区別できる固有の性質や特徴のことで、つまり「その子らしさ」である。発達の課題や障害が、「その子らしさ」として尊重されるためには、各々に必要な手助けや配慮、加えて周囲(社会)の正しい理解と積極的な協力が揃うことが重要となる。保育を通しては個別性を徹底し、子ども一人ひとりに応じた支援を提供することで『個性』を守り、併せて社会理解の促進に向けた取組みに努める。

4. 『じりつ』の促進と支援を引き出す力の獲得

「じりつ」には「自立」と「自律」の2つがある。前者は他の支配や従属から離れて行動すること。後者は自分のことを自分で決めて行動すること。いずれも、「自分が望むのか、願ったのか」と言う本人の意思と、その独立性が堅持されることに価値を集約する。幼児期、好きな遊びやお友だちとの過ごし方を見つけ、自分で楽しい時間を作れることが自立や自律の一歩となる。また、『分からぬから教えて!』、『一人で出来ないから手伝って!』、と周りから上手に手助けを受けられる力を備えることは、じりつを体現し、生活や人生を豊かにしていく必須条件となる。

5. 就学を見据えた『学び力』の構築

就学後の学習活動の充実に必要な基本事項、例えば、「椅子に座って大人の話に注意を向け、傾聴する」や「目の前の課題に集中し、じっくり取組む」などは幼児期に少しづつ体得しておきたい。安心して、自分らしく伸び伸び過ごせる場所と認知すれば、子どもは自ずと周りに関心を向け、集団に合わせた行動や活動に臨もうとする。子ども同士の『嬉しい』、『嬉しい』の共有が、人や課題への注意力や集中の持続、達成感や充足感を期待する社会的欲求の高揚など、学童期の充実に欠かせない学ぶための土台を築くと言える。

[7] 職員資質向上の取組

令和6(2024)年度については、以下のような内部研修の実施及び、外部研修への参加により、職員の資質向上や資格取得に努めた。また、当センターから各種研修へ講師等の派遣を行い、地域の福祉人材の育成に貢献した。

1. 内部研修	
研修日	研修内容
4/17	検討会『不適切保育防止に向けて — 自己チェックシートの活用 —』(虐待防止委員会)
5/8	伝達小講義『感染症への基本対策』 訓練『PPE の脱着法』(感染対策委員会)
5/9	講義『会議等の効率化とリーダーシップについて — リーダー級職員研修 —』
7/9	検討会『身体拘束等の適正化について』(虐待防止委員会) 伝達小講義『食中毒予防と手指消毒』 訓練『手指消毒の具体的方法』(感染対策委員会)
9/9	演習『園外保育活動における意義と引率時の留意点 — 静原のお芋掘り畑の下見を兼ねて —』
11/15	講義『意思決定支援について』(虐待防止委員会)
R7.3/14	検討会『身体拘束等の適正化について』(虐待防止委員会)

2. 外部研修			
研修日	研修内容	研修会場	主催
5/22	『報酬改定を経て、児童発達支援や放課後等デイの今後の問題』講師 大背戸 淳氏 (京都ライトハウス)		北部障害者地域 自立支援協議会 児童部会
7/24～25	『京都府サービス管理責任者更新研修』 (みやこめっせ)		京都府
8/5 8/21	『児童福祉施設等給食担当者連絡会』 (上京区役所／左京区役所)		北区役所保健 福祉センター
8/8 9/17～18	『京都府相談支援従事者現任研修』 (みやこめっせ)		京都府
9/4	『つながる保護者支援』 (京都ライトハウス)		北部障害者地域 自立支援協議会 児童部会
11/28～29	『先駆 9 法人職員交流会 — 第1回薰育会 —』 (広島県 六方学園)		社会福祉法人 六方学園
12/4	『子どもと大人の困り感から始まる性教育』講師 郡 奈美氏 (京都ライトハウス)		北部障害者地域 自立支援協議会 児童部会
R7.3.5	『不登校や行き渋りの子どもと親をサポートする支援と学校連携を考える』講師 池添 素氏 (京都ライトハウス)		北部障害者地域 自立支援協議会 児童部会

派遣先	内容	日程
佛教大学保育実習指導合同講義	講師	5/28
京都府サービス管理責任者更新研修	講師	7/16～17
京都民間児童福祉改善委員会新規採用職員研修	研修委員長・講師	7/18～19
北部障害者地域自立支援協議会児童部会 — 幼児期の保護者支援で大切にしていること —	発題者	9/4
京都府障害福祉従事者専門研修(児童分野)	講師	11/6
事業所職員向け研修	ファシリテーター	11/22 12/25
子どもの発達と子育てを支える療育ネットワーク — 単独通園型児童発達支援センターの役割 —	シンポジスト	12/22
NPO 法人 福祉ひろば勉強会 — 入所施設の現状と課題 ~成人支援を中心に~	発表者	R7.3/11

(令和 7 年 12 月作成)